

第 2 次江田島市環境基本計画の策定について

1 目的

本市は、平成 24 年 3 月に「江田島市環境基本計画」（現行計画）を策定しており、計画期間は、平成 24 年度から令和 3 年度までとなっています。

今年度に計画最終年度を迎えるため、「第 2 次江田島市総合計画」の将来像「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」の実現に向けて、引き続き、環境面から推進していくため、「第 2 次江田島市環境基本計画」（第 2 次計画）を策定します。

この第 2 次計画の計画期間は、令和 4 年度～13 年度【10 年間】とします。

江田島市環境基本条例【抜粋】

（環境基本計画）

第 10 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 計画策定に向けて

第 2 次計画の策定に向けては、現行計画の取組状況等の把握を行うとともに、市民等の意識調査（アンケート調査）を実施し、これらの意見を反映させ、学識経験者等で構成する「江田島市環境審議会」において協議を行います。

3 江田島市環境審議会委員（別紙）

委嘱期間 令和 3 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで

4 スケジュール案

項目	令和 3 年										令和 4 年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3 月	
(1) 基本的事項の整理													
(2) 環境等の概要整理 （現行計画状況把握含む）													
(3) アンケート調査		準備・発送	実施	集計・分析									
(4) 骨子案、環境像・基本 項目の検討													
(5) 施策展開内容の検討													
(6) 重点プロジェクトの検討													
(7) 計画の推進方法等の 検討													
(8) 計画（案）の作成													
(9) パブリックコメントの実施													
(10) 計画書の印刷等													
(11) 庁内委員会の開催					1 回		2 回			3 回			
(12) 環境審議会の開催				委嘱	1 回		2 回			3 回			
					諮問							答申	

○江田島市環境審議会設置条例

平成22年12月10日

条例第15号

改正 平成30年3月20日条例第12号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、江田島市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全に係る基本的事項に関すること。
- (3) その他環境の保全に関して市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係機関及び団体の代表者又は役職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 第3条の規定により委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会議)

第7条 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年江田島市条例第33号）による。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民生活部地域支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第12号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。